



# 農業委員会だより

## 農地の売買・貸借・相続に関する制度

- 許可基準
- 今回の申請農地を含め、所有農地または借入農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- 申請者または世帯員等が農作業に常時從事すること（農作業常時從事要件）
- 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）
- ※那須町農業委員会では、管内

**農地法第3条許可**

耕作目的で農地を売買、贈与、貸借する場合には、農業委員会の許可を受ける方法（農地法）と、町が定める「農用地利用集積計画」により、権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。））があります。

耕作目的で農地を売買、贈与、貸借する場合には、次の許可基準を満たし、農業委員会の農地法第3条許可を受ける必要があります。この許可を受けずに行つた行為は無効です。

また、農地法に基づき農業委員会の許可を受けて農地の賃貸借を行う場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則賃貸借は解約されません。（法定更新）

- ▼申請書添付書類
- ①土地の登記事項証明書
  - ②公団の写しまたは土地の位置の特定ができる図面
  - ③位置図（2万5千分の1程度）
  - ④周辺見取図（住宅地図等）

※町外に住所がある方や、新規就農の方、後継者へ経営移譲する方、農業生産法人が権利を取得する場合は、これ以外にも必要な書類がありますので、農業委員会事務局にお問い合わせください。

また、農用地利用集積計画によって設定された賃借権は、その存続期間が満了すると自動的に終了し、農地は確実に返還されます。

なお、農地の貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、町が再度、農用地利用集積計画を作成・公告することにより再設定することができます。

- ▼一般要件
- 計画の内容が町の基本構想に適合すること。
  - 利用権の設定を受ける者（借り手）が、農地のすべてを効率的に耕作し、農作業に常時從事すること。

## 基盤強化法による 農用地利用集積計画

- ▼問合せ 農業委員会事務局  
☎ 72-6925
- ▼問合せ 那須町農業公社  
☎ 73-5545

国が支える。安心が大きくなる。  
老後の備えは「農業者年金」で安心！

お問い合わせは、農業委員会事務局・JAなすの各支店にお尋ねください。

那須町農業委員会事務局 ☎ 72-6925

那須野農業協同組合

那須支店 ☎ 72-6111  
高久支店 ☎ 64-1122  
伊王野出張所 ☎ 75-0004



※農業委員会の総会で審議される申請書等には、受付の締切日があります。申請される方は申請書およびその内容について、事前に農業委員会にご相談ください。

## 農地法に関する申請締切日 および農業委員会総会の予定

申請締切日	総会日
4月28日	→ 5月19日
5月31日	→ 6月20日
6月30日	→ 7月18日
7月31日	→ 8月21日